

令和6年度山形県障がい者相談支援従事者研修(現任研修)

事前課題の取組について

- ・自身が実践している事例を1事例選定いただいたうえで、その事例に基づき各課題を作成し提出していただきます。
- ・下記の“事例(対象者)の選定について”を必ず確認のうえ作成してください。
- ・提出された課題を講師が確認し、研修の意図にそぐわない事例であると判断した場合、別の事例を選定して再提出いただく場合があります。

●事例(対象者)の選定について

以下の要領に伴い、実践事例を選定してください。

- ①受講者自身が現在担当中である障がい者(児)の実践例であること
- ②在宅生活もしくは地域移行に関する実践例であること
- ③ケアマネジメント手法を用いた支援の実践例であること
- ④インフォーマル資源を既に活用している(考えている)実践例であること

※ 以下の事例は選定しないでください

- ①すでに終結している事例
- ②本人と関わりを持つことが困難であり、本人の意思が確認しづらい事例
- ③自身が担当したことがない事例、架空の事例
- ④入所又は入院中で退所や退院の見通しが立たない事例
- ⑤危機介入・虐待(疑い含む)対応が必要な事例

※ 事例がない場合や選定に当たって、不明な点等がある場合は、下記研修運営事務局にお問合せください。

■研修運営事務局

社会福祉法人山形県社会福祉事業団

事務局事業調整課 長谷川、海野

電話:023-623-9127

E-mail:jigy@ysj.or.jp